

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
1. 現状	
(1) 地域の災害リスク	
(土砂災害：ハザードマップ)	
広島県が公表している「土砂災害ポータルひろしま」及び「江田島市WEB版ハザードマップ」によると、土地が急峻で平地が少ない地形であるため、土石流・急傾斜による土砂災害警戒区域が海岸線まで広く存在しており、そこに農林水産の各産業・各種商工業に供されている土地や施設の多くが集積している。	
■ 土砂災害ポータルひろしま https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/map/keikai.aspx	
■ 江田島市WEB版ハザードマップ https://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/hazardmap/	
(地震：J-SHIS)	
地震調査研究推進本部及び広島県の調査によると、当市では南海トラフ地震に関しては、最大震度6弱の地震が30年以内に60~90%程度以上の確率で、また、安芸灘断層群による地震に関しては、最大震度6弱の地震が30年以内に40%の確率で発生すると予想されている。	
■ 地震ハザードステーション http://www.j-shis.bosai.go.jp/	
■ 地震調査研究推進本部 https://www.jishin.go.jp/	
■ 江田島市WEB版ハザードマップ https://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/hazardmap/	
■ 広島県地震被害想定調査報告書（令和7年10月） https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kikitorikumi/1181640340970.html	
(高潮・津波：ハザードマップ)	
広島県が公表している「高潮・津波災害ポータルひろしま」及び「江田島市WEB版ハザードマップ」によると、高潮による2m以上5m未満の浸水が広い範囲で発生すると予想されている区域が存在する。	
また、津波は広い範囲で2m以上3m未満、深江地域の一部では3m以上4m未満と予想とされている。	
■ 高潮・津波災害ポータルひろしま http://www.takashio.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx	
■ 江田島市WEB版ハザードマップ https://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/hazardmap/	
(ため池)	
広島県が公表する「広島県ため池マップ」及び「江田島市WEB版ハザードマップ」によると、江田島市内には数箇所のため池が点在し、広い範囲で浸水が予想されている。	
■ 広島県ため池マップ https://www2.wagmap.jp/pref-hiroshima/Portal	
■ 江田島市WEB版ハザードマップ https://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/hazardmap/	

(その他)

平成 30 年 7 月豪雨災害においては、当商工会地域においても多数の土砂災害が発生し、道路崩壊や農林水産・各種商工業施設等への大きな被害があった。また、河川の氾濫により、道路が崩壊したり、能美地区では浸水が見られるなど、その回復に時間を要したため、人や物の流通に影響があった。

また、平成 18 年 8 月～9 月には海田～呉市間の県送水トンネルの閉塞により、江田島市内全域で断水となり、完全な復旧まで約 2 週間を要した。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

(2) 商工業者の状況

江田島市内商工業者数 (※)	984 件
会員数 (※)	610 件
うち小規模事業者数 (※)	537 件

(※) 令和 7 年 4 月 1 日現在

(3) これまでの取り組み

1) 江田島市の取り組み

①地域防災計画の改正

・令和元年 6 月改正版に、平成 30 年 7 月豪雨災害を踏まえた修正を追加

②防災訓練等の実施

・令和元年 6 月 2 日に、市民参加型の一斉避難訓練（豪雨想定）を実施

・令和元年 8 月 8 日に、職員による災害対策本部訓練を実施

・令和元年 11 月 5 日に、各自治会において、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の「一斉地震防災訓練-Shake out-」を実施

・令和 4 年 11 月 5 日に、市民参加型の一斉避難訓練（地震・津波想定）を実施

・令和 5 年 10 月 7 日に、石油コンビナート江田島ターミナルにおいて、防災関係機関を対象した総合防災訓練（南海トラフ地震想定）を実施

その他、防災出前講座の実施、各自治会による防災訓練など実施

③WE B 版ハザードマップの構築等

平成 22 年度に作成された紙版の江田島市総合ハザードマップ（平成 25 年度更新、平成 29 年度更新）を、令和元年度にWE B 版ハザードマップとし、パソコンやスマートフォン等でも自宅周辺のハザードエリアが確認できるようにした。

また、市内 31 自治会を 46 分割し、紙版のハザードマップを全戸配付した。

④防災備品の整備

南海トラフ巨大地震を想定した「災害時備蓄計画」に基づき、食料、飲料水、生活必需品、防災資機材等の整備を行っている。

また、今年度においては、新型コロナウイルス感染症対策として、マスク、消毒液、パーテーション等の備蓄品を追加した。

⑤災害協定の締結

県内外の行政組織と協定を締結し、災害時の応急復旧に対応することとしている。

また、専門的な知識、技能、施設を有する民間事業者との協定締結により、災害直後から対応できる体制を構築している。

⑥民間施設を含めた避難場所等の設定

市民が避難しやすい環境を整備するため、事業者や個人が有する建物等を避難所として協力・登録してもらうように周知した。

⑦自主防災組織の結成・育成

各自治会や地域を基本とした自主防災組織を結成するとともに、地域防災リーダーの育成に取り組んでいる。

2) 当会の取り組み

①第1期江田島市商工会事業継続力強化支援計画の策定及び認定（令和3年2月15日認定）

②江田島市商工会BCPマニュアルの策定（災害における行動指針）

③商工会災害情報報告システムの活用（全国商工会連合会）

④安否確認サービス2（トヨクモ）の導入（職員安否確認報告システム）

⑤防災備品の備蓄

⑥経営指導員等商工会職員による巡回及び窓口における情報提供及び事業者BCP策定支援

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目標件数	10件	10件	10件	10件	10件
実績件数	2件	1件	0件	3件	-
達成率	20%	10%	0%	30%	-

⑦商工会報や公式LINEを活用した事業者BCPに関する国・県の施策及びセミナー開催の周知

⑧広島県中小企業共済協同組合と連携した火災共済等の加入促進

2. 課題

当会は、平成30年7月豪雨災害時にマニュアル等が無く初動対応に課題が残ったことから、第1期江田島市商工会事業継続力強化支援計画を策定するとともに、江田島市商工会BCPマニュアル（災害における行動指針）も併せて整備した。今後は、同計画及びマニュアルの内容について役職員に周知徹底を図るとともに、定期的に避難訓練を実施する等計画の実効性を高めていくことが課題である。

また、当会の事業者BCP策定支援においては、小規模事業者において平成30年7月豪雨災害から年月が経過したこともあり、防災意識が薄れてきていることや新型コロナの5類移行により事業活動が活発となり、物価や賃金高騰に伴う対策を優先的に講じていること、当会職員において事業者BCP策定指導ができる経営指導員も不足していたこともあり、当地区の事業者BCP策定件数が進んでいない現状がある。今後は、事業者BCP策定支援ができる経営指導員を育成していくとともに、小規模事業者に対しての周知と防災意識の醸成に取り組んでいくことが課題である。

3. 目標

- 1) 災害時における連絡体制を円滑に行うため、当会と江田島市との間における被害状況報告ルートを整備し、実効性を高める。
- 2) 発災後、速やかに復旧支援が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から整備し、実効性を高める。
- 3) 小規模事業者に対し、自然災害等のリスクに対応した共済や保険制度への加入状況の確認を行うとともに、未加入事業者に対しては、リスクに対応した共済や保険制度の加入推進を実施する。

4) 小規模事業者に対し、災害リスクの周知・説明を通じて事前対策の必要性を改めて認識してもらい、事業者B C Pの作成支援を実施する。

【成果目標】

	令和 <u>8</u> 年度	令和 <u>9</u> 年度	令和 <u>10</u> 年度	令和 <u>11</u> 年度	令和 <u>12</u> 年度
支援対象事業者数	20 者	20 者	20 者	20 者	20 者
内、B C P作成事業者数	10 者	10 者	10 者	10 者	10 者

※支援対象事業者数＝経営指導員（5名）×4者

※B C P 作成事業者数＝経営指導員（5名）×2者

※その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

2. 事業継続力強化支援事業の内容

当会と江田島市の役割分担と体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

多発する自然災害や事故・病気等、日々の様々な経営リスクから事業者を守り、事業継続を支援する。また、災害発生時の混乱を避けるため、災害リスクの周知や防災意識の醸成を図る。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ①巡回をはじめとした経営指導の際に、ハザードマップ等を用いながら、事業所が立地する場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明を行う。
- ②商工会報や江田島市広報、ホームページ等において、国・県・市の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ③小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定支援を行うとともに、実効性のある取組の推進や効果的な訓練等に係る指導及び助言を行う。
- ④事業継続の取組に関する専門家等を招き、事業者に対する普及啓発セミナーや、行政の施策及び損害保険の紹介等を行う。
- ⑤新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ⑥事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 江田島市商工会事業継続計画の作成

- ・当会は、自身の事業継続力強化支援計画に基づき、商工会自身が被災した場合でも即時に事業者支援が行えるように備える。

3) 関係団体等との連携

- ・広島県中小企業共済協同組合及び全国商工会連合会が協定を結んだ損害保険会社等に専門家派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや各種共済・保険の紹介等を行う。
- ・関係団体等へ普及啓発ポスター等の掲示依頼及びセミナー等の共催依頼を行う。

4) フォローアップ

- ・BCPを作成した事業所を中心に行い、取組状況の確認を行うとともに、継続的な支援を行う。

【成果目標】

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
BCP作成事業者数	10者	10者	10者	10者	10者
フォローアップ回数	40回	40回	40回	40回	40回

※BCP作成事業者数=経営指導員（5名）×2者

※フォローアップ回数=BCP作成事業者数×4回

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと想定し、江田島市との連絡ルートの確認等を行う。
(訓練は、江田島市商工会事業継続計画（B C Pマニュアル）に沿って実施する。)

＜2. 発生後の対策＞

自然災害等による発生時には、人命救助が第一であることから、下記の手順で江田島市内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

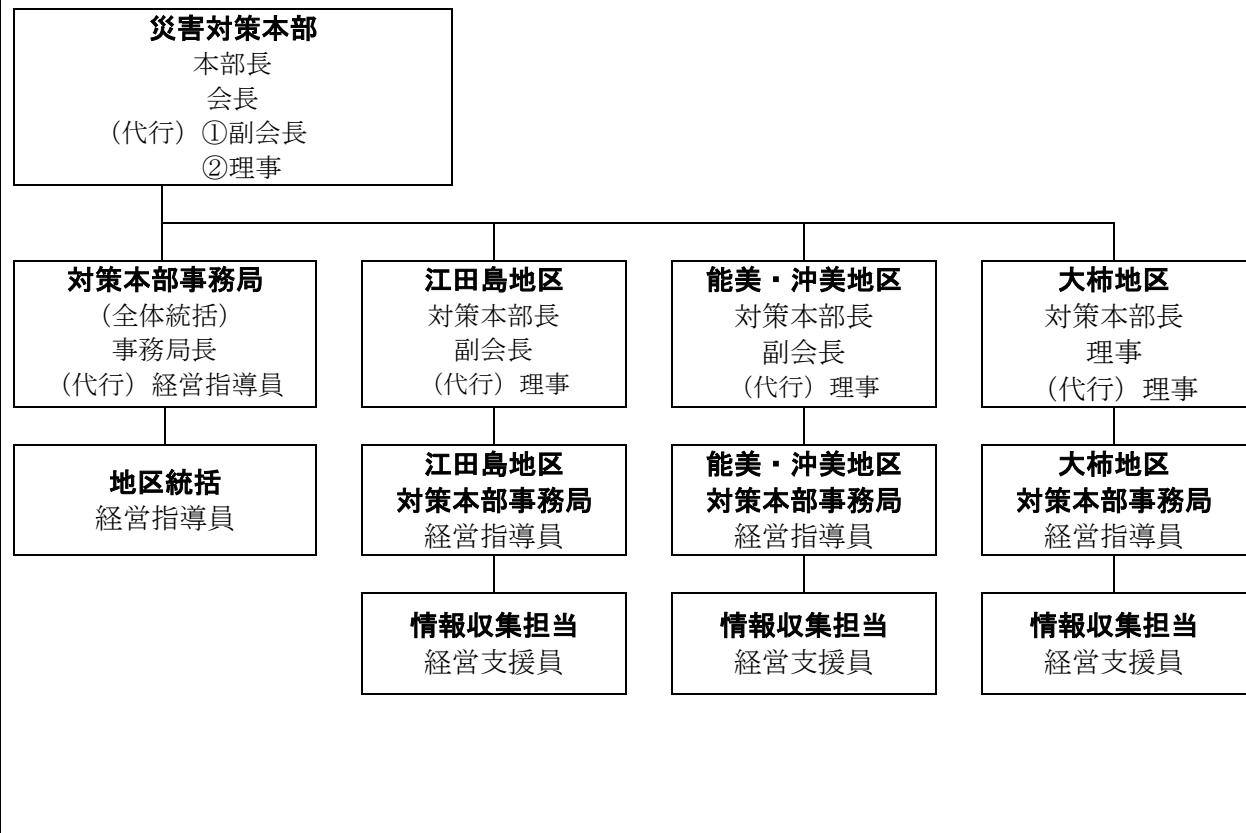
1) 緊急対策の実施可否の確認

- ①災害等発生後、24時間以内に職員の安否確認を行う。
- ②江田島市商工会事業継続計画（B C Pマニュアル）に記載のとおり、安否確認サービス2（トヨクモ）等を利用し、安否確認や業務従事の可否、職員自身の被災状況等を当会と江田島市で情報共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ①当会と江田島市との間で、被害状況や被害規模に応じた、応急対策の方針を決定する。
- ②危険と思われる降雨状況等の場合は、出勤を断念して職員自身の安全確保に努め、警報等の解除後に勤務する。
- ③職員全員が被災する状況に陥った場合の役割分担を決める。
- ④把握できる被害状況を確認し、10日以内に情報を共有する。
- ⑤職員に対する事務連絡・情報共有は、①安否確認サービス2（トヨクモ）、②電話、③メール等で情報伝達を行う。

非常時連絡網＝対策本部機構図



(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない。

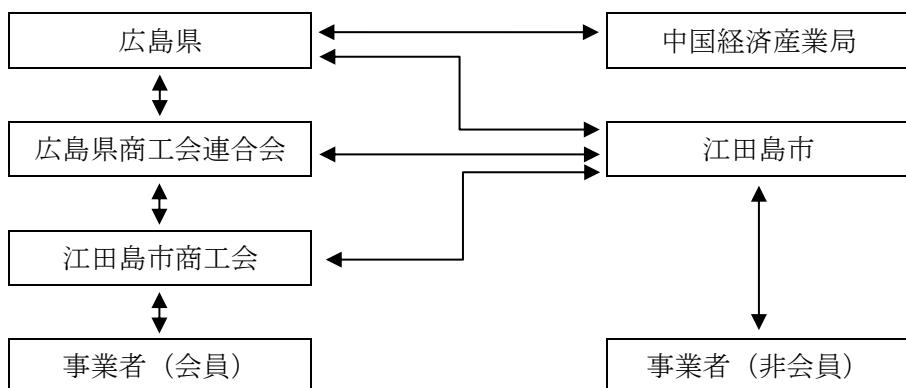
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当会と江田島市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

災害後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に1回以上共有する
1ヶ月以降	2週間に1回共有する

＜3. 発生時における指示命令系統・連絡体制＞

- ①自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ②自然災害による二次被害を防止するため、被災地域では活動を行うことについて決める。
- ③当会と江田島市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ④当会は、全国商工会連合会の「商工会災害情報報告システム」に入力した被害状況を活用し、江田島市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ⑤感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。
- ⑥下図の流れで情報共有又は報告を行う。



＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ①相談窓口の開設方法について、江田島市と相談する（当会は国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ②安全が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ④応急時に有効な被災事業者施設（国や広島県、江田島市等の施設）について、地区内小規模事業者へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者等に対する復興支援>

- ①江田島市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- ②被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を広島県や江田島市、広島県商工会連合会及び全国商工会連合会等の相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

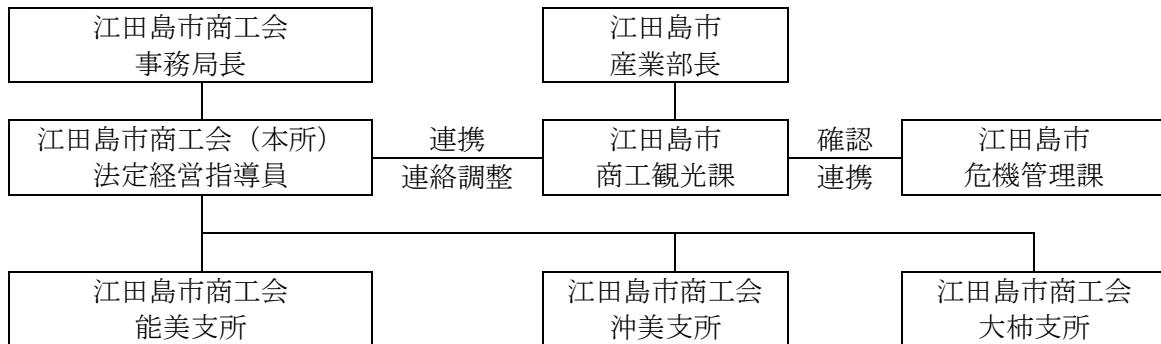
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

- (1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 藤田 輝宏（江田島市商工会 本所：0823-42-0168 詳細は後述（3）①参照）

- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ（1年に1回以上）

内容	手段	頻度
本計画の具体的な取組みの企画や実行	月例会議	月2回
本事業の指導・助言	巡回・窓口	随時
本事業の周知	商工会報・公式LINE・HP	随時
本事業の進捗確認・見直し	月例会議	年4回
江田島市との調整	会議等	年1回

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会 江田島市商工会（総務企画課） 〒737-2121 広島県江田島市江田島町小用2-17-1 TEL 0823-42-0168 / FAX 0823-42-2853 E-mail : etajima@hint.or.jp	②関係市町 江田島市役所（産業部 商工観光課） 〒737-2297 広島県江田島市大柿町大原505 TEL 0823-43-1632 / FAX 0823-57-4432 E-mail : shoukou@city. etajima. lg. jp
--	---

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・専門家派遣費	250	250	250	250	250
・チラシ配布郵送費	150	150	150	150	150
・備蓄等消耗品費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

- ①小規模事業指導費補助金（広島県）
- ②商工会運営補助金（江田島市）
- ③会費収入
- ④特別賦課金、受託料収入
- ⑤補助金収入（国）

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
・該当なし
連携して実施する事業の内容
・該当なし
連携して事業を実施する者の役割
・該当なし
連携体制図等
・該当なし